



## 内部通報規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニャイ子ども基金（以下「当法人」という。）の役職員等から第3条に定める窓口に対してなされる法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為（また、そのおそれのある行為を含む。以下「違反行為等」という。）に関する通報・相談手続き及び内部通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当法人のコンプライアンス遵守に資することを目的とする。

### (制度の利用者)

第2条 この規程に基づき前条の相談及び内部通報を利用できる役職員等とは、役員及び正職員・契約職員・アルバイト職員・有償・無償インターン、ボランティアを含む全ての職員とし、実際にこれを行う者を通報者（相談者を含む。以下同様）と呼称する。

### (窓口)

第3条 役職員等からの内部通報及び相談窓口責任者（以下「窓口責任者」という。）を設置する。

2 窓口責任者は、理事と事務局員の2名をもって充てる。

### (通報)

第4条 役職員等は、違反行為等が発生し、またその恐れがあると判断した場合には、すみやかに前条の窓口に通報または相談するよう努めるものとする。

### (通報の方法)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、直接面会によるほか、電話・FAX・電子メール・書面等により行う。

2 通報または相談を受けた窓口責任者は、直接面会の場合以外それらの情報を受け付けた旨をすみやかに通報者に通知する。

4 窓口責任者は通報者の同意がある場合を除き、通報者を特定できる情報を秘して理事長に通報内容を伝達する。

### (通報・相談の誠実性)

第6条 通報者は、事実と反することを知って行う通報、個人的利益をはかる目的、誹謗・中傷を目的とする通報、その他不正の目的を持った誠実性に欠ける通報を行ってはならない。不正の目的による通報はこの規程に基づく通報には該当しないものとする。

2 前項の通報については、事案により懲戒処分を適用することがある。

(調査の必要性等の判断)

第7条 理事長は、窓口責任者から内部通報の内容について情報を受領したときは、すみやかに当該通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定する。

2 理事長は、通報内容に関する調査を行わないことを決定した場合は、理由を明らかにしてその旨を窓口責任者に告知しなければならない。

(調査)

第8条 通報された内容に関する事実関係の調査は、窓口責任者及び理事長が指名する者が、適当と判断される方法により行うものとする。

(協力義務)

第9条 役員、職員は通報された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

2 前項の調査に協力を求められた者は、事実の隠蔽、歪曲もしくは虚偽の証言等不誠実な対応をしてはならない。

(調査報告)

第10条 調査担当者は「調査報告書」を理事長に提出しなければならない。

(対応策の実施)

第11条 調査の結果、違反行為等が確認された場合には、理事長は違反行為等については是正措置を講じ、損失拡大の防止を図るとともに、再発防止についても必要な措置をとらなければならない。

2 違反行為等が重大かつ悪質な場合、理事長は必要に応じて関係機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関係者の刑事告発等の検討実施をすみやかに行わなければならない。

(通報者への通知等)

第12条 窓口責任者は、通報者に対して調査の必要性の有無、調査結果及び前条に基づく対応策の実施について、被通報者(現に不正を行い、または行おうとし、あるいはすでに行ったとして通報された者)のプライバシーに配慮のうえ、遅滞なく通知するものとする。

2 通報者は窓口責任者に対し、対応策の進捗・経過等につき問い合わせることができる。

(懲戒等)

第13条 内部通報による調査の結果、違反行為等が確認された場合、当法人は当該違反行為等の関係者に対し、懲戒処分を行うものとする。

(通報者等への不利益取扱いの禁止)

第14条 通報者は窓口に通報または相談したことを理由として、解雇その他一切の不利益取扱いを受けない。

2 役員及びこれらに準ずる管理職者は、役職員等が通報、相談を行ったことを理由として、当該役職員等に対しいかなる不利益取扱いをしてはならない。

3 理事長は、通報、相談を行った役職員がそのことを理由に不利益な取扱いを受けていないか監視、監督する義務を負う。

4 理事長は、通報者への不利益取扱いを確認した場合は、ただちに是正措置をとらなければならない。

(守秘義務)

第15条 この規程に定める業務に携わる者、被調査者その他通報、相談等の事案に関与したすべての者(通報者を除く)は、当該事案に関する内容、調査結果その他の情報(個人情報を含む)を正当な理由なく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号により開示する場合はその限りではない。

(1) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査または対策をとるために、やむを得ず当該事案に関する情報開示が必要であると理事長が判断した場合

2 前項ただし書きに基づき通報者等の情報を開示する場合は、あらかじめ本人に通知するものとする。

(通報者等の守秘義務)

第16条 通報者は、通報または相談の内容を正当な理由なく第三者に開示してはならない。窓口責任者から得た情報等についても同様とする。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

第17条 この規程の運用に関し、何人も以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 通報または相談に関する証拠の毀損、隠蔽、改ざん、その他調査の妨げとなる行為
- (2) 内部通報または相談しようとすることを妨げる行為（通報、相談をしないように説得することを含む）

(相談または通報を受けた者の対応)

第18条 窓口責任者に限らず、通報または相談を受けた者は、この規程の趣旨に則り、誠実に対応しなければならない。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2023年3月24日から実施する。